

資料編

1 策定経過

年 月 日	内 容
【平成 21 年度】 平成 21 年 10 月～11 月	小美玉市地域福祉計画に関するアンケート調査実施 配付数：2,000 人 回収数：826 人 回収率 41.3%
【平成 22 年度】 平成 22 年 12 月 27 日	第 1 回小美玉市地域福祉計画策定委員会 (1) 委員長、副委員長選出 (2) 計画素案について
平成 23 年 1 月 24 日	第 2 回小美玉市地域福祉計画策定委員会 (1) 地域福祉計画の内容検討
2 月 22 日	第 3 回小美玉市地域福祉計画策定委員会 (1) 地域福祉計画の内容検討

2 小美玉市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 小美玉市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定に基づき小美玉市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、小美玉市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 地域福祉計画の立案に関すること。
- (2) 地域福祉計画策定に関する調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他地域福祉計画策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表
- (2) 市議会の議員
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 行政機関関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定に係る事項が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、計画策定のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉事務所社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

3 小美玉市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	役職名等	摘 要
市民の代表	中 島 浄	区長会代表	
〃	狩 谷 義 明	小美玉市PTA連絡協議会代表	
〃	額 賀 光 博	学校長会代表	
福祉関係者	我 妻 英 吉	民生委員児童委員代表	
〃	遠 藤 良 夫	民生委員児童委員代表	
〃	大和田 努	ボランティア連絡協議会代表	副委員長
〃	石 塚 清	老人クラブ連合会代表	
〃	立 村 忠	身体障がい者福祉協会代表	
〃	小 倉 孝 芳	身体障がい者父母の会代表	
〃	諸 岡 信 裕	医療関係者代表	
〃	中 山 洋 一	福祉施設代表	
〃	長 島 幸 男	介護施設代表	
〃	川 上 久 機	社会福祉協議会代表	
議会関係者	山 口 良 元	文教福祉委員長	委員長
行政関係	海老澤 保 雄	保健福祉部長	
〃	橋 本 善 夫	健康増進課長	
〃	長谷川 和 志	介護福祉課長	
〃	本 多 正 男	子ども福祉課長	